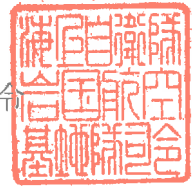


令和4年3月14日

公 告

海上自衛隊岩国航空基地内における臨時店舗の設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊岩国航空基地隊司令



山口県岩国市三角町2丁目官有地に所在する海上自衛隊岩国基地内において、臨時店舗の設営及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。「以下同じ。」）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。「以下同じ。」）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。「以下同じ。」）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条6項に基づく行政財産の使用許可

3 出店の内容

パン、お菓子、ドーナツ等販売（物品販売のみ）

4 募集要領の配布及び販売期間等

- (1) 募集要領配布期間：令和4年3月18日（木）午前9時から
令和4年4月1日（金）午後4時まで
（ただし、土日祝日を除く。）
- (2) 販売期間：国が指定する日～令和5年3月31日（金）
（1カ月3日以内。ただし、土日祝日を除く。）

(3) 連絡先

〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目 海上自衛隊岩国航空基地内

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊 厚生センター2階

電 話 ： 0827-22-3181（内線6482）

FAX ： 0827-22-3181（内線6498）

担当者 ： 北原、日野

(4) その他

募集要領は上記連絡先から受領するほか、岩国商工会議所でも受領が可能

5 その他

- (1) 国の都合でやむを得ず延期又は中止となる場合があります。
- (2) 細部内容は、募集要領による。